

西宮日本酒振興連絡会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市の地場産品である日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、酒文化を全国に発信するとともに、日本酒のイメージ向上や販路拡大を図り、西宮の経済を活性化することを目的として実施する「西宮の日本酒」振興プロジェクト(以下、「振興プロジェクト」という。)に要する経費の一部を補助することに関し、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱の補助対象者は、西宮商工会議所、西宮酒造家十日会、西宮観光協会、西宮市で構成する「西宮日本酒振興連絡会」(以下、「連絡会」という。)およびその構成団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、連絡会が定める振興プロジェクトの事業計画に基づいて実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の実施計画による振興プロジェクトを実施するために必要な経費および振興プロジェクト実施期間中に実施する広報活動に必要な経費から、事業参加費等の諸収入を控除した額とする。

(補助金の交付基準)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の合計額とし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。ただし、予算の額を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金規則に基づき手続きを行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

1. この要綱は、平成25年9月17日から施行する。
2. この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。